労働慣行とディーセントワーク

労働安全衛生

労働安全衛生

基本的な考え方・方針

オリンパスは、労働災害を防止し、健康的で活力ある職場環境を維持していくために、「オリンパスグループ行動規範」において「安全衛生の確保」を明記するとともに、「全社安全衛生基本方針」を定めています。

オリンパスグループ行動規範

https://www.olympus.co.jp/csr/effort/principle.html

全社安全衛生 基本方針

- 1. 社員の心身の健康をサポートし、安心して働くことのできる職場づくりを推進する。
- 2. 労働安全衛生法、その他関連規則を遵守し、会社としての従業員の健康管理及び安全配慮義務を果たす。
- 3. 労働災害防止に向けた、職場における危険防止活動の実行を推進、サポートする。

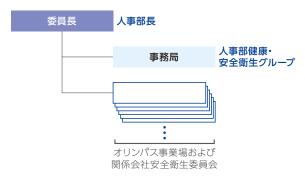
安全衛生推進体制

「全社安全衛生 基本方針」を遂行していくために、国内では人事部長を委員長とする「全社安全衛生推進委員会」を設置しています。委員会を構成するメンバーは、本社の各事業場、関係会社に設置された安全衛生委員会と労働組合の代表者、および各拠点の専属産業医です。

全社安全衛生推進委員会では、各拠点の安全衛生・健康管理全般の活動を把握するとともに、労働災害の原因・対策、再発防止策を共有し、その改善策の指針や関連する法改正情報を全拠点に提示することで、グループ全体の活動のレベルアップを図っています。

海外では、各国の法令規則遵守を基本として活動を進めています。

◎ 全社安全衛生推進委員会



安全衛生推進活動

オリンパスは、「全社安全衛生 基本方針」に基づき、毎年、年初に労働安全衛生、健康管理に関する「活動方針」を定め、PDCAサイクルを活用した活動を推進しています。

労働災害の撲滅は永続的なテーマとして取り組みを進めており、2016年度の労働災害件数は26件となりました。今後も労働災害を確実に減らしていくためにさまざまな施策を推進していく予定です。2017年度は、安全衛生を推進する組織体制の強化を図ります。50人未満の組織からも安全衛生推進委員を任命し、全社安全衛生推進委員会に参画することで、グループ全体の推進体制の強化を図っていきます。また、化学物質の管理体制においても、昨年度に引き続き各拠点でのリスクアセスメントと教育活動の強化を図っていきます。

トップメッセージ 特集 オリンパスの概要 ガバナンス 社会側面 環境側面

◎ 業務災害件数(休業/不休)



◎ 労働災害度数率



◎ 死亡災害件数

| | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 死亡災害件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

健康管理

基本的な考え方・方針

産業保健としての健康管理活動に加え、健康保険組合と協力して、従業員の健康増進活動を支援しています。2015年度には「ココロとカラダ いきいきプロジェクト」を開始し、(1)生活習慣病の予防、(2)がんの早期発見、(3)ココロの健康障害の防止を重点に活動を推進しています。

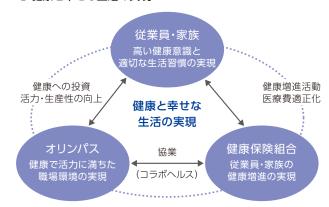
■ 活動の基本方針

私たちは心身ともに健康で活力に満ちた組織風土づくりを推進し、一人ひとりの「健康と幸せな生活の実現」を目指します。

■重点活動

- (1)生活習慣病の予防
- (2)がんの早期発見
- (3)ココロの健康障害の防止

◎ 健康と幸せな生活の実現



2016年度の活動例

従業員の健康管理への意識醸成と活動支援を目的に、健康保険組合主導で、ポータルサイト「ウェルスポートナビ」を 導入し、個々人の健康管理活動の促進を図っています。

健康キャンペーンを積極的に展開し、ウォーキング、年末年始の体重管理、禁煙、歯磨きなどのキャンペーンを実施しました。

■ 健康経営優良法人2017 ~ホワイト500 ~の認定

オリンパスは、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」の取り組みが優良な法人として、「健康経営優良法人2017~ホワイト500~」に認定されました。

「健康経営優良法人~ホワイト500~」とは、経済産業省と日本健康会議が共同で運営する制度で、健康保険組合等と連携して優良な健康経営を実践している大規模法人を顕彰する制度です。

オリンパスでは、グループ経営理念である「Social IN」の目指すべき姿として、「人々の健康と幸せな生活の実現」を掲げ、従業員が健康でいきいきと働く環境を整えることを重視して取り組んでいます。産業保健活動の体制を整備し、各種健診、生活習慣病予防、内視鏡検査をはじめとしたがん検診の受診率向上、メンタルヘルス対応の充実など、働きやすい環境づくりに努めています。

オリンパスは、今後とも健康保険組合と協力して、従 業員とその家族が健康でいきいきと働ける環境づくりを 継続し、グループ従業員の健康増進活動に積極的に取り 組むとともに、事業活動を通じたお客さまの健康づくり による社会への貢献に取り組んでまいります。



健康管理の支援体制

事業所の規模に応じて、専属産業医、保健師、看護師を配置し、健康管理体制の整備・強化を図っています。 また、健康保険組合では、がん検診の実施、生活習慣病予防、個人の健康増進活動を積極的に支援しています。

◎ 医療職の人数と役割

| | 本社事業場 | 本社支店•営業所 | 関係会社・販売会社 | 役割 |
|---------------------------|------------|-----------|----------------|-------------------------------|
| 統括産業医 | 0 | 0 | 0 | ●就労判定・面談 |
| 専属産業医 7名 | 0 | 0 | 0 | ●過重労働、メンタル対応 ●契約産業医フォロー |
| 保健師·看護師 25名 | 〇 (12名) | 〇 (4名) | 〇 (9名) | ●事後措置 ●特定保健指導 ●健康支援セミナー |
| カウンセラー 精神科医 (契約:3名) | 0 | _ | ○ 本社事業場内勤務者 | ●産業医、医療職との連携 |
| 契約産業医9名 | _ | ○(一部) | ○(基幹工場) | ●専属産業医、医療職との連携 |

■ 健康診断、健康相談

健康保険組合と協力し、定期的な健康診断のメニューの充実を図っています。オプション検診では内視鏡検査も導入済みです。

また、生活習慣病改善に向けた「運動セミナー」や「禁煙セミナー」などのイベント、メンタルヘルスを含む健康相談などを実施しています。

海外に出向している駐在員にも定期的な健康診断を義務づけ、本人だけではなく、家族の健康管理もフォローします。 担当の産業医、保健師・看護師を配置し、赴任時、帰国時の面談の実施、日常的な健康相談にも対応しています。また、産 業医による現地訪問も定期的に行い、駐在員の健康管理活動の充実を図っています。

■がん検診

健康診断では、内視鏡などを用いた「がん検診」を充実させ、がんの早期発見を支援しています。

- 「がん検診」の費用は健康保険組合がほぼ全額を負担(肺がん検診と脳ドックのみ半額自己負担)
- 35歳以上の従業員は、胃部内視鏡および大腸内視鏡検査によるがん検診が可能
- 婦人科(乳がん、子宮がん)検診は年齢制限なく受診可能
- 30歳以上の被扶養者も従業員と同様に受診可能

◎ がん検診制度

| 検査項目 | 対象 | 健保費用補助 | 受診勧奨※年 |
|----------------|---------|-----------------|--------------|
| 胃がん(内視鏡) | 35歳以上 | 全額 | 2年に1回 |
| 胃がん(ペプシノゲン検査) | 35歳以上 | 全額 | 胃内視鏡を受診しない年 |
| 大腸がん(内視鏡) | 35歳以上 | 全額 | 3年に1回(40歳以上) |
| 大腸がん(便潜血検査) | 35歳以上 | 全額 | 大腸内視鏡を受診しない年 |
| 乳がん・子宮がん | 全年齢女性 | 全額 | 2年に1回 |
| 前立腺がん(PSAマーカー) | 50歳以上男性 | 全額 | 2年に1回 |
| 腹部超音波検査 | 40歳以上 | 全額 | 2年に1回 |
| 肺がん(肺ヘリカルCT) | 40歳以上 | 半額(上限5,000円税込み) | 個人の判断で受診 |

※受診勧奨:対象年齢から一定年(項目により異なる)未受診者に対して実施(コール・リコール)

■メンタルヘルス

以下の4つのケアを組み合わせて、予防措置から不調者対応、復職までを支援しています。

- e ラーニングなどを活用したメンタル教育の実施(セルフケア)
- ●産業保健スタッフによる相談対応と日常的なケア(ラインケア、スタッフケア)
- ●外部の心理カウンセラーによる相談対応、セミナーの開催(外部専門家によるケア)

法定ストレスチェックは、2015年度後半から準備を開始し、2016年10月に国内グループ一斉に実施しました。受検率は95%、結果による面談、個別フォローも適切に対応、完了しました。今後もメンタル施策の一部として、効果的な活用を検討していきます。

◎ 労働安全衛生の取り組み

| ◎ 方 <u>側女王</u> 闰王の取り祖の | | | | |
|----------------------------|--|--|--|--|
| 重点テーマ | 重点取り組み | | | |
| | 2016 年度 | 次年度の目標 | | |
| 労災防止活動の推進 | 労災発生時の責任区分の明確化 重大労災およびそれに準ずる労災発生時の経営への報告と再発防止の水平展開 危険予知訓練、リスクアセスメントの原点に立ち戻った活動 災害発生時の再発防止措置の徹底 災害防止に向けた啓発活動の促進 転倒災害防止に向けた職場環境の点検と啓発活動の促進(厚生労働省「STOP!転倒災害プロジェクト」の推進) | ■ 重大労災およびそれに準ずる労災発生時の経営への報告と再発防止の水平展開 ● 危険予知訓練、リスクアセスメントの充実 ● 災害発生時の再発防止措置の徹底 ● 災害防止に向けた重点項目の設定と対策検討~改善策の展開 ● 転倒災害防止に向けた職場環境の点検と啓発活動の促進(厚生労働省「STOP! 転倒災害プロジェクト」の推進) ● 熱中症防止に向けた職場環境の点検と啓発活動の促進(厚生労働省「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」の推進) | | |
| 法令遵守の徹底 | ● 化学物質のリスクアセスメント対応● 厚生労働省通達などによる新規改正事項への対応● 安全衛生に関するマネジメントシステムの整備 | ● 厚生労働省通達などによる新規改正事項への対応● 化学物質管理に関する管理体制の再構築 (環境関連、輸出貿易関連、安全衛生関連) | | |
| 健康管理対策の推進 | 健康管理活動の推進 ●健康診断 (定期・特殊・特定業務など) と事後措置対応の 徹底 ●過重労働対象者の把握・医師による面談実施の徹底 (管 理職含む) ●健康管理活動の強化に向けた従業員啓蒙活動の推進 ●健康管理・メンタルヘルス施策の標準化 | 健康管理活動の推進 | | |
| メンタル対策の推進 | メンタルヘルス対策の促進 ● メンタルヘルスストレスチェック制度の導入 ● メンタル教育の拡充 (階層別の教育などの検討など) | メンタルヘルス対策の促進 ● メンタルヘルスストレスチェック制度の定着と活用 ● メンタル教育の拡充(階層別教育、若年層支援など) | | |
| 海外健康管理 | ● 産業医の現地視察とセミナー実施● 駐在員の健康診断結果の把握とフォロー体制の構築 | ●産業医の現地視察とセミナー実施●駐在員の健康診断結果確認及びそのフォロー、日常的な健康ケアの強化 | | |